

賃貸借及び保守契約書（案）

宮崎県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、太陽光発電設備の賃貸借及び保守について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、別紙リース方式による県有施設太陽光発電設備導入事業仕様書（以下「仕様書」という。）に定める太陽光発電設備及び付帯設備（以下「設備」という。）を賃貸し、及び保守を行い、甲は、これを賃借するものとする。

（賃貸借期間）

第2条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、設備の賃貸借の期間（以下「賃貸借期間」という。）は、令和8年4月1日から令和28年3月31日までとする。

（賃貸借料等）

第3条 設備の賃貸借料（設備の維持、管理及びメンテナンスに要する経費等を含む。以下同じ。）並びに消費税及び地方消費税額（以下「賃貸借料等」という。）は、次のとおりとする。

賃貸借料	金	円（月額金	円）
消費税及び地方消費税額	金	円（月額金	円）
合計	金	円（月額金	円）

（費用の負担）

第4条 設備の設置に要する一切の費用は、乙の負担とする。

2 公租公課その他一切の賦課金（消費税及び地方消費税を除く。）は、乙が負担する。

（契約保証金）

第5条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

（第5条 契約保証金は免除する。）

（賃貸借料等の請求及び支払）

第6条 賃貸借料等は、毎月分割払とし、乙は、翌月の10日までに賃貸借料等の月額を記載した支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙の適法な支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に賃貸借料等の月額を支払うものとする。

(太陽光発電設備のメンテナンス等)

第7条 乙は、第2条に規定する賃貸借期間中、次条に定める場合を除き、設備について必要な維持、管理、メンテナンス及び修理を行うものとする。

(修理に要する費用の負担)

第8条 甲は、次の場合の修理費を全部又は一部負担するものとする。

- (1) 甲の故意又は過失に起因する設備の損傷の修理に要する費用
- (2) 天変地異等不可抗力による設備の損傷の修理に要する費用

(売却等の制限)

第9条 乙は、甲の承諾を得ないで設備を第三者に売却又は貸与してはならない。

2 乙は、設備に抵当権その他形式のいかんを問わず、甲の設備の完全な使用を阻害する権利等を一切設定してはならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(形状等の変更、部品等の追加装着)

第11条 甲が設備の形状等を変更する場合又は本契約以外の部品等の追加装着をする場合には、乙の承諾を得て行い、これに係る一切の費用は甲が負担し、その所有権については乙が承諾した場合を除き全て乙に帰属するものとする。

(契約不適合責任)

第12条 引き渡された設備に関してこの契約内容に適合しない場合は、その補修、交換等については乙の責任で行うものとする。

(設備の返還)

第13条 賃貸借期間満了日をもって、乙から甲へ所有権が移転するものとする。

2 乙の都合による契約の解除に伴う設備の撤去に要する費用は、乙の負担とする。

3 甲の都合による契約の解除に伴う設備の撤去に要する費用は、甲の負担とする。

(管理義務)

第14条 甲は、善良な管理者の注意をもって設備を管理するものとする。

(通知義務)

第15条 甲について次に掲げる事由の一が生じたときは、甲は乙に対し直ちにこれを通知しなければならない。

- (1) 設備について著しい破損、滅失（天変地異等不可抗力によるものを含む。）、盗難若しくは紛失の事故を生じたとき又は乙に優先する権利を主張するものがあらわれたとき。

(2) 設備の管理又はその使用に起因して第三者に人的又は物的な損害を与えたとき。

(損害賠償)

第16条 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除することができる。

2 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額され、又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

3 甲は、第1項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(契約に係る費用)

第18条 この契約の締結及び乙の債務の履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議等)

第19条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、仕様書及び宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約、仕様書若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 宮 崎 県
宮崎県知事 河 野 俊 翔

乙